

星の杜中学校・高等学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう全教職員が協力していじめの防止等のための対策を行う。

1. いじめの防止等のための対策

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうることであり、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。このため、生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持てるよう教育活動全体を通して指導するとともに、いじめを自分たちの問題として捉え、その防止と解決に向けて自主的に行動できるよう支援していく。

○生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育み、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う

○生徒及び保護者が、携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して理解を深められるよう、定期的に情報モラル教育を行う。

(2) いじめ防止のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、総務部長、生徒保健指導部長、学年主任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー

< 活 動 >

① いじめ防止に関すること

② いじめ早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

③ いじめ事案に対する対応に関すること

④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

< 開催 >

学期に1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。なお、緊急開催の場合、構成員に関係教職員を加えることとする。

2. いじめの早期発見

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対応の前提であり、全ての教職員が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが重要である。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく、また判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

① 生徒対象いじめについてのアンケート調査

年3回（6月、10月、1月）

② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年3回（6月、10月、1月）

③ 教育相談体制

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

3. いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を行う。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、即座にその行為をやめさせる。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴するとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 教職員はひとりで抱え込まず、速やかに学年主任、生徒保健指導部長に報告し「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④ 事実確認の結果を校長が理事長に報告する。状況に応じて関係機関と相談する。
- ⑤ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の保護者への連絡は家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑥ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒とその保護者への支援

- ① いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめを行った生徒への指導と保護者への助言

- ① 速やかに当該行為を止めさせ、いじめを行ったとされる生徒から事実関係の聴取を個別に行う。
- ② 事実関係を確認後速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。また、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめを行った生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命や身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ 状況に応じて、いじめを行った生徒の別室指導や出席停止制度を活用する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、はやしたてるなど同調したりしていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。すべての生徒が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の個所を確認、印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒・保護者からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等の必要な措置を講ずる。
- ② プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。